平成２５年（フ）第４５３号
鹿児島県鹿児島市喜入中名町648番地１
債務者　武田　直人
１　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　一哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２号
鹿児島県鹿児島市南郡元町１番11号　エクセルⅡ205号
債務者　濵田　恵太
１　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本多　　剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
高知県南国市久礼田967番地
債務者　澤村　亜紀
１　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙野　亜紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４号
宮城県登米市迫町北方字船越14番地
債務者　大場　典昭
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第５号
宮城県登米市迫町佐沼字萩洗１丁目16番地１
フローレス萩洗Ａ－３
債務者　上野八千子
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第７２号
函館市上湯川町４番34―303号
債務者　佐々木なみ（旧姓久保田）
１　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第８２号
北海道北斗市七重浜７丁目９番６―105号
第１シャトウはまなす
債務者　中山　祐一
１　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１３４号
埼玉県川口市三ツ和２－６－１　フローレスマンション５番館202、住民票上の住所埼玉県吉川市吉川団地５番７号504
債務者　青木　　亮
１　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
埼玉県久喜市所久喜62番地
債務者　武笠　雅志
１　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９３号
埼玉県川口市大字東本郷1814番地の６
債務者　浦川　佳菜
１　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
三重県伊勢市船江４丁目２番30号　スペースハイツⅡ201号室、前住所三重県伊勢市宮後２丁目10番７号　フォーブル鈴木Ⅰ302
債務者　山川　　純
１　決定年月日時　平成26年３月25日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第６５５号
大阪市浪速区恵美須西３丁目４番22―405号
債務者　千本　昭男
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６６８号
大阪府守口市本町１丁目８番１－３Ｄ号
債務者　塩見　尊明
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７１４号
大阪市阿倍野区文の里２丁目16番９号　ワイズコート文の里501号
債務者　川田　　弘
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８５６号
大阪市東住吉区鷹合１丁目８番30―108号、前住所大阪市東住吉区鷹合３丁目６番18号
債務者　吉川　幸恵（旧姓尾本）
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８９８号
大阪府吹田市南高浜町11番27号
債務者　伊勢　一郎
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９７５号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目22番３号
債務者　西田　昌弘
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部